

初 鹿 通 信

第 137 号

平成 30 年 6 月 吉日

顧問先各位

<ご一読推薦者>

- 経営者
 経理担当者
 従業員

初鹿会計事務所（認定経営革新等支援機関）

〒400-0043

山梨県甲府市国母 8 丁目 4 番 40 号

T E L 055-220-6885

F A X 055-220-6887

U R L <http://www.hatsushika-kaikei.com/>

中小企業の設備投資に伴う固定資産税の軽減について

先日、第 134 号情報発信にてお知らせさせていただきました中小企業経営強化法の認定支援業務の件について、**固定資産税軽減**についての追報がございましたのでお知らせさせていただきます。

青色申告書を提出する中小企業者が、指定期間内に、中小企業等経営強化法の認定を受けた経営力向上計画に基づき、一定の設備を新規取得等して指定事業の用に供した場合、**固定資産税が3年間ゼロ～2分の1になります。**

対象設備 中古資産でなく、生産、販売活動等の用に直接供される以下の資産が対象となります。

機械装置(160万円以上)

工具、器具備品(30万円以上)

建物附属設備(60万円以上)

要件① 資本金が1億円以下の法人、常時使用従業員数が1000人以下の個人又は法人、協同組合（大企業の子会社を除く）

要件② 現在～平成31年3月31日までに設備投資

要件③ 一定期間内に販売されたモデル、経営力向上指標が旧モデルと比較して1%以上向上設備

要件④ 上記要件③について、工業会等から**証明書**を取得する。

要件⑤ **対象資産を取得する前に**各市町村に設備導入計画の認定を受けていること。

設備メーカーの営業から該当することのインフォメーションがある場合もございますのでご確認ください。

申請のご依頼、またはご不明な点等ございましたら、お気軽に窓口担当者までお問い合わせください。

今月より労働保険申告書、社会保険算定基礎の時期になっております。

ご用命の方はご一報いただければと思います。